

大阪芸術大学附属大阪美術専門学校 生徒懲戒規程

(令和元年9月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、大阪芸術大学附属大阪美術専門学校学則（以下「学則」という。）第33条に定める懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 生徒に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならぬ。

2. 成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、当該生徒及び本校関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為とは、本校の諸規程に違反する行為、又は生徒としての本分に反する行為をいう。

2. 生徒としての本分に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 反社会的行為
- (3) 人権を侵害する行為
- (4) ハラスメント行為
- (5) 学問倫理、情報倫理に反する行為
- (6) 本校の研究・教育に対する重大な妨害行為
- (7) その他本校の信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類)

第4条 学則第33条の懲戒の内容は、次のとおりとする。

退学：生徒としての身分を失わせ、再入学は認めないものとする。

停学：一定期間、生徒の教育課程の履修、課外活動等を一切停止するものとし、無期停学又は有期停学とする。有期停学の場合、その期間は6ヶ月を超えないものとする。

譴責：生徒の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒めるものとする。生徒は反省の意を文書で示すとともに、状況確認及び指導を受けるものとする。

2. 停学の期間は学則第7条に規定する在学年限に算入する。ただし、停学の期間が1ヶ月を超えるときは、在学期間に算入しない。

3. 生徒の行為が懲戒に相当しない場合でも、校長が必要と認めるときは、当該生徒に対して厳重注意を行うことができる。

(懲戒対象行為の確認)

第5条 教職員は、懲戒に相当すると思われる行為を知り得たときは、原則として校長に速やかに報告するものとする。

2. 校長等は当該生徒等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

3. 調査にあたり、校長等は事前に生徒に対して要旨を口頭又は文書で告知し、弁明の機会を与えるものとする。
4. 当該生徒が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 6 条 前条により懲戒対象の行為を確認した場合、教員会において懲戒処分について審議し、校長は懲戒処分を決定する。なお、校長は、必要と認めたときは、教員会構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(懲戒処分の告知)

第 7 条 校長は、懲戒処分を決定した場合は、当該生徒に文書により通知する。

2. 校長は、生徒の保証人に対し、懲戒の内容及びその理由を文書により通知する。
3. 懲戒は、生徒に対して懲戒内容を文書により発信した日から発効する。

(懲戒処分の公示、公表)

第 8 条 校長は、懲戒処分を行った場合はその旨を学内に公示する。

2. 公示する事項は、学科、コース、学生番号、懲戒の種類、懲戒の期間、懲戒理由とする。
3. 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含め 2 週間とする。

(自宅待機の措置)

第 9 条 第 5 条の報告を受けた校長は、当該生徒及びその他の生徒の利益のために必要と判断した場合は、当該生徒に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことができる。

2. 自宅待機期間中は本校校内への立ち入りを一切禁止する。
3. 自宅待機期間は、停学の期間に算入する。

(懲戒処分決定前の学籍異動)

第 10 条 当該生徒から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の願い出があった場合は、校長はこれを受理しないものとする。

(停学処分中の指導)

第 11 条 校長は、停学処分中の生徒の定期的な面談及び指導を行うものとする。

(無期停学処分の解除)

第 12 条 校長は、無期停学処分を受けた生徒について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断してその解除が妥当であると認めた場合は、教員会に解除を発議することができる。

2. 無期停学処分の解除については、教員会において審議し、校長が行う。無期停学処分は、原則として停学の期間が 6 か月を経過した後でなければ、これを解除することができない。

(再審査)

第 13 条 懲戒処分を受けた生徒は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見、その他正当な

理由がある場合は、文書により校長に対して、再審査の請求を行うことができる。

2. 校長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに、審査の可否を決定しなければならない。
3. 審査の必要があると決定した場合には、校長は、第5条から第6条の規定を準用した再審査を行わせる。
4. 審査の必要がない場合には、校長は、速やかに、その旨を文書で当該生徒に通知する。
5. 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(審議の非公開)

第 14 条 生徒の懲戒に関する審議は、すべて非公開とする。

(事 務)

第 15 条 生徒の懲戒に関する事務は、事務局学務係で行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。